

平成20年度の高齢者医療制度の改正等については、次のとおりです。

老人医療費助成制度

	平成19年度	平成20年度
対象者	67歳～70歳未満の者 一定程度の障害認定を受けた老人保健法対象者を除く	制度廃止 制度廃止時の助成対象者を経過措置者とし、70歳になるまでの間、助成を継続
自己負担	課税所得145万円以上かつ収入額383万円（高齢者複数世帯の場合高齢者合計で520万円）以上の者 医療費の3割を負担 上記以外の者 医療費の1割を負担	課税所得145万円以上かつ収入額383万円（高齢者複数世帯の場合高齢者合計で520万円）以上の者 医療費の3割を負担 上記以外の者 医療費の2割を負担 医療費負担が2割となる経過措置者に年間1万円の健康予防支援金を支給
医療証	老人医療証	老人医療証（経過措置用） 3月中に該当者に郵送交付

国民健康保険（前期高齢者）

	平成19年度	平成20年度
対象者	平成14年10月1日以降に70歳となった70歳～75歳未満の者 一定程度の障害認定を受けた老人保健法対象者を除く）	平成14年10月1日以降に70歳となった70歳～75歳未満の者 一定程度の障害認定を受けた後期高齢者医療制度対象者を除く）
自己負担	課税所得145万円以上かつ収入額383万円（高齢者複数世帯の場合高齢者合計で520万円）以上の者 医療費の3割を負担 上記以外の者 医療費の1割を負担	課税所得145万円以上かつ収入額383万円（高齢者複数世帯の場合高齢者合計で520万円）以上の者 医療費の3割を負担 上記以外の者 医療費の2割を負担 平成21年3月31日までは国庫負担により1割とする
医療証	国民健康保険高齢受給者証	国民健康保険高齢受給者証

後期高齢者医療制度

	平成19年度	平成20年度
対象法	老人保健法	高齢者の医療の確保に関する法律
運営主体	市町村	後期高齢者医療広域連合
対象者	75歳以上の者 一定の障害を有する方で認定を受けている方は65歳以上の者	75歳以上の者 一定の障害を有する方で認定を受けている方は65歳以上の者
自己負担	課税所得145万円以上かつ収入額383万円（高齢者複数世帯の場合高齢者合計で520万円）以上の者 医療費の3割を負担 上記以外の者 医療費の1割を負担	課税所得145万円以上かつ収入額383万円（高齢者複数世帯の場合高齢者合計で520万円）以上の者 医療費の3割を負担 上記以外の者 医療費の1割を負担
保険証	医療受給者証 加入している健康保険等の保険証	個人ごとに後期高齢者医療制度の保険証が交付されます。 制度創設前に75歳に達している方には3月中に郵送交付されます。
保険料	加入している健康保険等が定めた保険料を保険者に納付 保険料は世帯主又は被保険者が納付	後期高齢者医療広域連合が定める保険料を市町村に納付 保険料は被保険者全員が納付 年額18万円以上の年金受給者は年金から保険料を徴収